

青森県自然環境保全条例施行規則の一部改正（案）概要

1 改正の経緯及び趣旨

- (1) 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号。以下「整備法」という。）が令和元年6月14日付けで公布されたことに伴い、自然公園法施行規則等の一部を改正する省令（令和元年環境省令第11号）が同年10月31日付けで公布された。
- (2) また、自然環境保全法の一部を改正する法律（平成31年法律第20号）が平成31年4月26日付けで公布されたことに伴い、自然環境保全法施行規則の一部を改正する省令（令和元年環境省令第12号）が令和元年11月1日付けで公布された。
- (3) このため、令和元年環境省令第11号及び令和元年環境省令第12号の公布を踏まえ、青森県自然環境保全条例施行規則(昭和48年12月青森県規則第79号。以下「規則」という。)の一部を改正するものである。

2 改正の主な内容

(1) 令和元年環境省令第11号関係

今回の整備法及び省令改正の趣旨は、成年被後見人及び被保佐人に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るものであり、省令に準じて次のとおり規定する。

① 生態系維持回復事業の認定

申請者が該当しないこととされている要件のうち、「成年被後見人又は被保佐人」を「精神の機能の障害によりその生態系維持回復事業を適正かつ確実に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」とする。

② 生態系維持回復事業の認定申請書の記載事項等

申請に係る書類について、「国及び地方公共団体以外の者が、条例第二十二条の三第二項の認定を受けるとする場合は、前条第一号イ及びロの規定に該当しないことを説明した書類」を加える。

(2) 令和元年環境省令第12号関係

今回の省令改正の趣旨は、希少野生動植物の保護や特定外来生物による生態系等に係る被害に対する対策を迅速に進めるものであり、省令に準じて、本県が指定している県自然環境保全地域の特別地区、野生動植物保護地区及び普通地区並びに県緑地保全地域における許可・届出等を要しない行為を次のとおり規定する。（主要なものを例示）

- 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)第47条第1項に規定する認定保護増殖事業等（以下「認定保護増殖事業等」という。）の実施のために必要な工作物を設置すること。
- 野生鳥獣による生態系に対する被害を防ぐためにカメラ又は標識その他これに類するものを設置すること。
- 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による特定外来生物の防除のためにカメラ又は標識その他これに類するものを設置すること。

- 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第10条第1項の規定による環境大臣の許可に係る木竹であつて、同法第4条第3項に規定する国内希少野生動植物種又は同法第5条第1項に規定する緊急指定種に係るもの（同法第54条第2項の規定による協議に係るものを含む。）を伐採又は損傷すること。
- 認定保護増殖事業等の実施のために木竹を伐採又は損傷すること。

3 施行期日

令和元年環境省令第12号の関係部分は、この省令の施行日と同じく、令和2年4月1日の予定である。ただし、令和元年環境省令第11号の関係部分は、公布の日（3月下旬）とする予定である。

4 改正に対する今後の対応方針

本規則の一部改正について、県自然環境保全地域及び県緑地保全地域等が所在する関係市町村に通知するとともに、県ホームページに掲載し、周知を図ることとする。